

## 新型コロナウイルスワクチン接種

### 4回目のワクチン接種を実施しています

◆18～59歳の基礎疾患を有するかたなどは4回目接種前に接種券の発行申請が必要です

\*60歳以上のかたや、精神障害者保健福祉手帳を有するかたなどには、3回目接種から5か月を経過した後に、接種券を住民票の住所に順次お送りしますので申請は不要です。

\*基礎疾患を有するかたなどの詳細については、広報あきた6月17日号をご確認ください。

### 「ワクチン予約サポートセンター」をご利用ください▶7月11日(月)9:30から

予約でお困りのかたのために、下記の施設で予約支援(代理予約)を行います。基礎疾患を有するかたなどの接種券発行の申請も行います。希望されるかたは直接会場へお越しください。開催日時は、毎週月～金曜(祝日も実施)、9:30～17:00。

**会場▶**中央・東部・西部・北部・河辺・雄和の各市民SC、南部市民SC別館、河辺岩見三内地区コミュニティセンター、大正寺連絡所

◆ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。周りのかたなどに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします

◆5～11歳のお子さんのワクチン接種を、市保健センター(八橋)で実施しています。小児の接種には保護者の同伴が必要です。予診票には必ず保護者の署名をお願いします

ワクチン接種専用ウェブサイト  
<https://acity-va.com>



ワクチン専用ウェブ

秋田市新型コロナウイルス  
ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970 (平日9:00～18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。

健康管理課FAX(883)1158

### 新型コロナウイルス関連 各種減免制度

#### ◆国民健康保険税の減免

新型コロナウイルスの影響により、国民健康保険税の納付が困難な場合は減免できる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。ただ、お問い合わせください。

◆広報ID番号 1025092

#### 減免対象

#### ▼主たる生計維持者≠原則世帯主

①主たる生計維持者(非自発的失業等※の軽減制度に該当しなかつたかた)の令和4年中の事業収入



などが、昨年と比べて10分の3以上減少することが見込まれる世帯のかた

※失業給付を受給するかたで自己都合以外で離職したかた。

\*前年の主たる生計維持者の合計所得が1千万円を超えているかた、減少した事業所得など以外の所得が4百万円を超えているかたは対象外です。

\*持続化給付金などの給付金は、事業収入に含みません。

②主たる生計維持者が死亡または重篤な症状となった世帯のかた

●問い合わせ 国保年金課賦課担当 ☎(888)5632

#### ◆国民健康保険税納付の猶予

国民健康保険税の納付が困難な場合、申請により1年間、納付の猶予を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 国保年金課収納推進室取納担当 ☎(888)5635

#### ◆介護保険料の減免

新型コロナウイルスの影響により、介護保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減額または免除となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。



●問い合わせ 介護保険課 ☎(888)5672

### ●発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談を

かかりつけ医がいないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

☎(866)7050/24時間対応

☎0570-011-567/8:00～17:00

☎(895)9176/8:00～17:00

## 非課税世帯などへの給付金の対象が拡大されます

新型コロナウイルスの影響を受けているかたを支援するため、住民税(個人市民税・県民税)非課税世帯などの対象世帯へ、1世帯あたり10万円を給付しています。

**対象世帯(すでに受給した世帯を除き、①②いずれかに該当する世帯)**

### ①住民税非課税世帯

令和3年12月10日現在秋田市に住民票があり、令和3年度住民税が非課税の世帯で未受給の世帯

▶(対象を拡大)令和4年6月1日現在秋田市に住民票があり、新たに令和4年度住民税が非課税の世帯

### ②家計急変世帯

新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

\*①②とも世帯全員が住民税課税者の扶養親族の場合は対象外です。基準日までに扶養者と離別した場合は対象となる場合がありますのでお問合せください。

### 申請方法(申請期限は9月30日(金))

①に該当…該当する世帯の世帯主のかたへ、確認書を7月中旬ころお送りします。

秋田市に転入したかたがいる世帯や、配偶者などからの暴力(DV)で住民票を移すことができない世帯

帯などは別に申請が必要です。

②に該当…お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください

◆広報ID番号 1033075

●問い合わせ 秋田市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎(803)6344

## 就職・退職したかたは国保の手続きが必要

国民健康保険(国保)に加入しているかたが社会保険に加入した場合は、脱退の届出が必要です。また、社会保険の資格を喪失した場合は、国保加入の届出が必要です。ただし、任意継続への加入や健康保険の扶養となった場合は除きます。

### ◆秋田市へ転入前に

#### 社会保険の資格を喪失したかた

前住所の市町村に国保加入の届出が必要です。前住所での手続き後、秋田市で国保加入の届出をしてください。

### ◆秋田市へ転入した後に社会保険の資格を喪失したかた

秋田市に国保加入の届出が必要

要です。スマートフォンなどからの電子申請でも手続きできます。下記コードからどうぞ。



国保異動届

●問い合わせ 国保年金課国保年金資格担当 ☎(888)5633

## 地域づくり交付金の二次募集を受け付けます

町内会などが行う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する「地域づくり交付金」の二次募集を受け付けます。交付希望団体は、各地域の市民SCにお問い合わせください。

### 対象事業

地域団体による防災、防犯、交通安全、環境整備・美化、世代間交流などの公益活動

交付額▶1件につき5万円以上50万円以下

申請期間▶7月19日(火)から8月5日(金)まで

### ●問い合わせ

- ▶中央市民SC ☎(888)5643
- ▶東部市民SC ☎(853)1063
- ▶西部市民SC ☎(888)8080
- ▶南部市民SC ☎(838)1213
- ▶北部市民SC ☎(845)2261
- ▶河辺市民SC ☎(882)5161
- ▶雄和市民SC ☎(886)5550

## 冬期農業研修生を募集します



冬期間の野菜や花き栽培をめざす農業者などを対象に、栽培実習を中心とした研修を実施します。

受講は無料ですが、傷害保険への加入、作業服などは各自でご準備ください。定員は5人程度で、面接による選考となります。

対象(すべてを満たすかた)

▶秋田市在住の農業者などで、おおむね65歳以下のかた

▶販売を目的として、新たに冬期間の園芸作物生産に取り組もうとするかた

▶心身ともに健康で、研修の全日程を受講できるかた

### 研修期間と場所

10月6日(木)から来年3月9日(木)までの毎週木曜(年末年始を除く)に、計20回を予定、午前10時～正午と午後1時～3時に、園芸振興センター(仁井田)で

### 栽培実習

ホウレン草、アスパラ菜、ネギ、イチゴ、ダリア、キクなどの播種、育苗、栽培管理、出荷調整作業など

### 講義・視察

作付計画づくり、作型と栽培技術、施設の設備など。視察は、冬期農業に取り組む農家を見学申し込み

園芸振興センターにある申込書で、8月19日(金)(必着)までに提出してください。申込書は、市ホームページからもダウンロードできます

◆広報ID番号 1007089

●問い合わせ 園芸振興センター ☎(888)0278